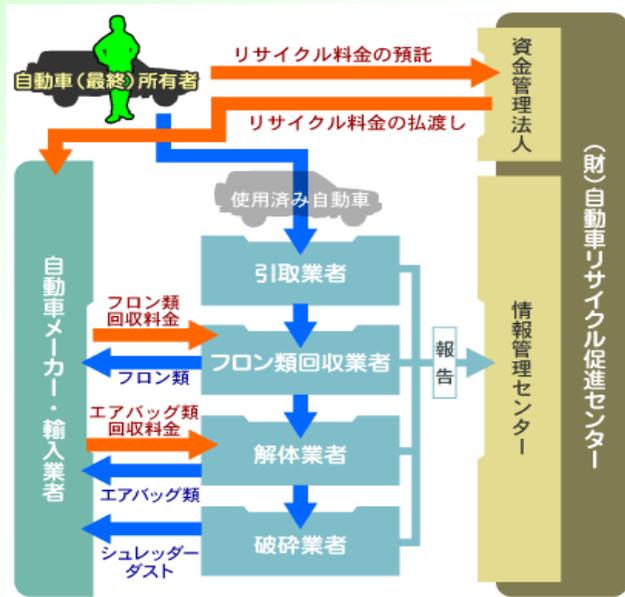


交通分野におけるリサイクルの取組み

自動車リサイクル

年間約400万台の使用済自動車国内で処理され、埋立処分場がひっ迫。
自動車の不法投棄及び不適正処理が問題化。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が平成17年1月本格施行



国土交通省として、
使用済自動車が解体されたことを確認し、「道路運送車両法」に基づく抹消登録
使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度の実施
により、自動車リサイクルの着実な実施、不法投棄の防止を図っている。

FRP船リサイクル

FRP船の製品特性（大型かつ高強度で破碎困難、全国に薄く広く分布、耐用年数が長期）から市町村単位での処理は困難であり、廃船処理ルートが未確立
FRP船の不法投棄、放置船の沈廃船化により社会問題化

FRP廃船の適正な処理体制の確立

【平成17年度11月に10県（西瀬戸内、北部九州地区）でシステム運用開始】実施主体：（社）日本舟艇工業会

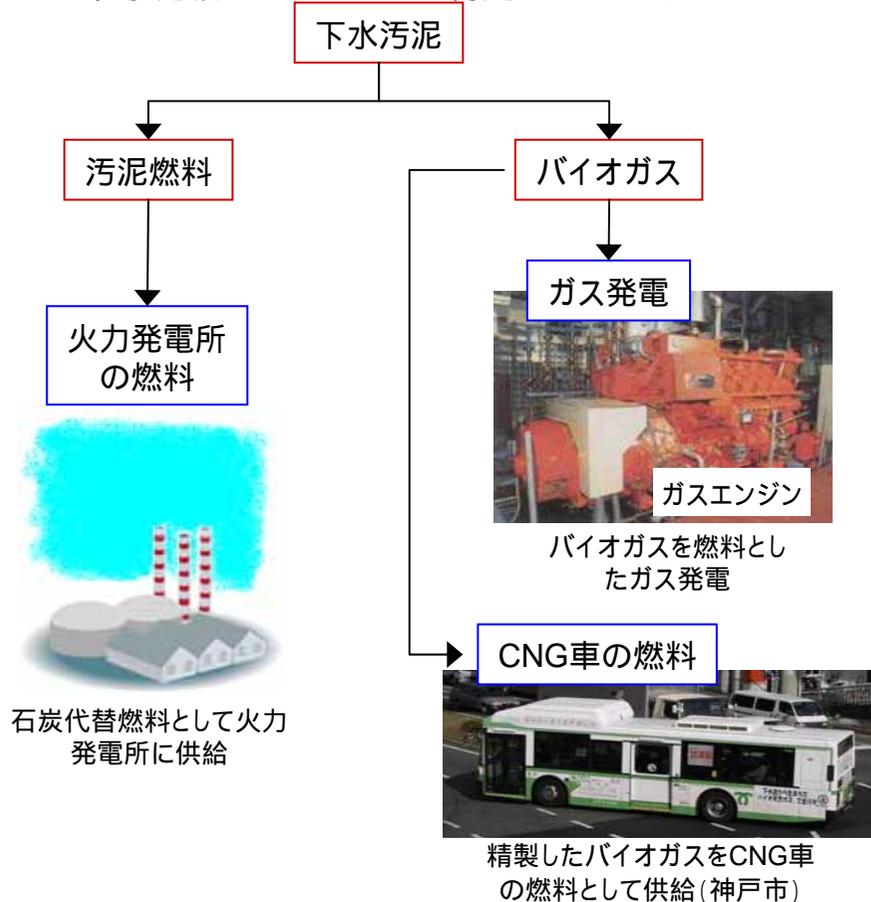


平成18年度29府県に対象地域を拡大、平成19年度に全国展開。
国土交通省としても、本システムの周知広報、「廃船処理協議会」における地域関係者間の情報共有等引き続き支援。

下水道施設を活用した資源・エネルギー循環システムの構築

下水汚泥は、量・質ともに安定し、収集の必要がない等、利活用に適したバイオマス資源
 エネルギー対策や地球温暖化対策の推進の観点から、カーボンニュートラルな下水汚泥をバイオガスや汚泥燃料として活用することが重要
 さらに、下水道の管渠網や処理施設を活用して、生ごみや家畜ふん尿等のバイオマス資源を収集し、下水汚泥とともに一体的にエネルギー資源等として再生することで、地域全体におけるバイオマス利用の最適化を実現

< 下水汚泥のエネルギー利用ポテンシャル >



< 地域の資源・エネルギー回収・活用システム >

